

「どうなる」改憲「どうする」私たち

自民党憲法草案を読んでみよう！

No. 1

第二章 戦争の放棄
第九条

1、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

そのまま

第二章 戦争の放棄
「安全保障」へ。
第九条 1、はそのまま。

2、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党草案では、削除 ということは…

「自衛隊は戦力ではない」というのが歴代与党の公式見解。「国土が直接攻撃された時だけ」のものとしている。日本の集団的自衛権の行使を違憲とし、世界第2位の軍事力を持つ自衛隊を海外で武力行使できないように完全に無力化していた第九条の2が削除されるということは…

国の交戦権を認める。
集団的自衛権の行使を可能にする。
戦争をする それが可能に。

ということ。

自民党草案では、新たに 追加…

九条の二

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。
2、自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行なうにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
3、自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行なわれる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行なうことができる。
4、前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

「自衛軍」が、「国際社会の平和と安全」のための活動を行なう。

「平和と安全を確保するため」
「国際的に協調して行なわれる活動」

多くの人が反対したイラク戦争に自衛隊を派遣するのも国際協調。すでに自衛隊は多国籍軍に加わっている。

「法律で定める」
法律をつくれれば何でもできるようになるということ。

問題点は？

そもそも、憲法が不都合でなければ、憲法改定する必要はない。今の憲法は国民にとって不都合なのか？

改憲提案の仕方

争点を1つずつ国民にはかるのが通例。しかし、自民党は「ワパッケージ方式」を狙っている。「ワパッケージ」方式：プライバシー権、環境権などと抱き合わせで出される。国民が惑わされる。

国民が平和のうちに生きる人権の保障と、国に対して戦争・軍備をしてはならないという命令の両方が相まって、日本の憲法の平和主義となっている。平和なくして人権は成り立たない。平和を支えにして人権が成り立つ。その枠組みの大前提は、国民が主人公である。そのどれか1つが奪われたら、三者の関係そのものが壊れてしまう。九条が変えられると、憲法全体が変えられることになる。